

□□□□-□□□□

住所 _____
氏名 _____ 殿

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日の相続開始に係る相続税及びその加算税について、右の表のとおり
したがって、この通知により新たに納付すべき又は減少する税額は、次のとおりとなります。

○ この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき 減少する	本税の額	納付すべき 減少する	加算税の額	納税額予額控除後の 納付すべき 減少する	本税の額
	円		円		円
		申告加算税			
		重加算税			

- 納付すべき税額及び延滞税（納税額予額のある人は、納税額予額控除後の本税・加算税の額及び延滞税の額）は、同封の納付書により平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。
- 新たに納付すべき本税について延納又は物納を希望される方は、上記の期限までに申請してください。
- 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

○ 延滞税の計算方法
（国税通則法第60条、第61条、第118条及び租税特別措置法第94条）

納付すべき本税の額 (注1)	×	延滞税の割合 7.3%(注2)	×	期間(日数)(注3)	延滞税の額 (注4)
				法定納期限の翌日から完納の日まで	
				経過した日以後は14.6%	
					=
					3 6 5

- 注1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
また、本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1月1日～12月31日）で適用することとなります。
具体的には、次のとおりです。
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・年「14.6%」
- 3 5に期間の記載がある場合には、その期間の日数を差し引いた後の日数により延滞税の額を計算してください。
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
また、延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 5 あなたの場合は、国税通則法の規定により(自・・・至・・・)の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

○ この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

○ この通知に係る処分の理由

○ あなたは、上記の新たに納付すべき税額のほか、あなたが受けた利益の税額を限度として相続税法第34条第 ____ 項の規定により他の相続人又は受遺者の相続税について連帯納付の責任があります。

相続税の通知書及び
加算税の賦課決定通知書

(通知用)

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
税務署長 _____ 殿

○ 課税標準等及び税額等の計算明細

(1) 納付税額又は還付税額の計算明細

区 分	当 初 課税額 (額)	額
① 取得した財産の価額	円	円
② 相続時精算課税適用財産の価額		
③ 債務控除額		
④ 純資産価額 (① + ② - ③)		
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		
⑥ 課税価格 (④ + ⑤)		
⑦ 相続税の総額 (⑥) の ⑧ の割合		
一 般 の 場 合	⑧ 同上のあん ⑨ 相続税額 (⑦ × ⑧)	
延滞税特別措置法第94条の4第2項の適用を受ける場合は、 ⑨ 相続税額 (⑦ × ⑧) の ⑩ の割合	⑩ 同上のあん	
⑪ 相続税法第18条の規定による加算税		
⑫ 暦年課税分の贈与税額控除額		
税 ⑬ 配偶者の税額軽減額		
額 ⑭ 未成年者控除額		
控 ⑮ 障害者控除額		
除 ⑯ 相次相続控除額		
額 ⑰ 外国税額控除額		
⑱ 計		
⑲ 差 引 税 額 (⑱ + ⑩ - ⑪) 又は ⑱ + ⑩ - ⑲)		
⑳ 相続時精算課税分の贈与税額控除額		
㉑ 小 計 (⑲ - ㉑)		
㉒ 農地等納税額予税額 (付表1 (1) の ㉒)		
㉓ 株式等納税額予税額 (付表2 2 の ㉓)		
㉔ 山林納税額予税額 (付表3 2 の ㉔)		
申 納税額 ㉕ 納付すべき税額		
納税額 ㉖ 還付される税額		

(2) 相続税の総額の計算明細

区 分	当 初 課税額 (額)	額
① 取得財産価額の合計額	円	円
② 相続時精算課税適用財産価額の合計額		
③ 債務控除の合計額		
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額		
⑤ 課税価格の合計額		
⑥ 法定相続人の数	人	人
⑦ 遺産に係る基礎控除額	円	円
⑧ 計算の基礎となる金額 (⑤ - ⑦)		
⑨ 相続税の総額		

○ 加算税の額の計算明細

区 分	① 加算税の基礎となる税額	② ①のうち国税通則法第94条第2項の規定による計算期間の経過した日数	③ ①に對する加算税の割合	④ ②に對する加算税の割合	⑤ 加算税の額 (① × ③ + ② × ④) の合計額
賦 課 決定額	円	円	円	円	円
変更決定後の賦課決定額	0,000	0,000	100	100	5
減 少 する額	0,000	0,000	100	100	5
賦 課 決定額	0,000		100		100
変更決定後の賦課決定額	0,000		100		100
減 少 する額					

() 枚のうち () 枚目

(資 4-75-2-A4 統一)

□□□□□□□□

住所 _____
氏名 _____ 殿

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日の相続開始に係る相続税及びその加算税について、右の表のとおり
したがって、この通知により新たに納付すべき又は減少する税額は、次のとおりとなります。

○ この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき 減少する	本税の額	納付すべき 減少する	加算税の額	納税額予額控除後の 納付すべき 減少する	本税の額
	円		円		円
		申告加算税			
		重加算税			

- 納付すべき税額及び延滞税（納税額予額のある人は、納税額予額控除後の本税・加算税の額及び延滞税の額）は、同封の納付書により平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。
- 新たに納付すべき本税について延納又は物納を希望される方は、上記の期限までに申請してください。
- 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

○ 延滞税の計算方法
（国税通則法第60条、第61条、第118条及び租税特別措置法第94条）

納付すべき本税の額 (注1)	×	延滞税の割合 7.3%(注2)	×	期間(日数)(注3)	延滞税の額 (注4)
				法定納期限の翌日から完納の日まで	
				経過した日以後は14.6%	
					=
					3 6 5

- 注1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
また、本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1月1日～12月31日）で適用することとなります。
具体的には、次のとおりです。
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・年「14.6%」
- 3 5に期間の記載がある場合には、その期間の日数を差し引いた後の日数により延滞税の額を計算してください。
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
また、延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 5 あなたの場合は、国税通則法の規定により(自・・・至・・・)の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

○ この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

○ この通知に係る処分の理由

○ あなたは、上記の新たに納付すべき税額のほか、あなたが受けた利益の税額を限度として相続税法第34条第 ____ 項の規定により他の相続人又は受遺者の相続税について連帯納付の責任があります。

相続税の通知書及び
加算税の賦課決定通知書

(通知用)

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
税務署長 _____ 殿

○ 課税標準等及び税額等の計算明細

(1) 納付税額又は還付税額の計算明細

区 分	当 初 課税額 (額)	額
① 取得した財産の価額	円	円
② 相続時精算課税適用財産の価額		
③ 債務控除額		
④ 純資産価額 (① + ② - ③)		
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		
⑥ 課税価格 (④ + ⑤)		
⑦ 相続税の総額 (⑥) の ⑧ の割合		
一 般 の 場 合	⑧ 同上のあん ⑨ 相続税額 (⑦ × ⑧)	
延滞税特別措置法第94条の4第2項の適用を受ける場合は、 ⑨ 相続税額 (⑦ × ⑧) の ⑩ の割合	⑩ 同上のあん	
⑪ 相続税法第18条の規定による加算税		
⑫ 暦年課税分の贈与税額控除額		
税 ⑬ 配偶者の税額軽減額		
額 ⑭ 未成年者控除額		
控 ⑮ 障害者控除額		
除 ⑯ 相次相続控除額		
額 ⑰ 外国税額控除額		
⑱ 計		
⑲ 差 引 税 額 (⑱ + ⑩ - ⑪) 又は ⑱ + ⑩ - ⑲)		
⑳ 相続時精算課税分の贈与税額控除額		
㉑ 小 計 (⑲ - ㉑)		
㉒ 農地等納税額予税額 (付表1 (1) の ㉒)		
㉓ 株式等納税額予税額 (付表2 2 の ㉓)		
申 納税額 ㉔ 納付すべき税額		
納税額 ㉕ 還付される税額		

(2) 相続税の総額の計算明細

区 分	当 初 課税額 (額)	額
① 取得財産価額の合計額	円	円
② 相続時精算課税適用財産価額の合計額		
③ 債務控除の合計額		
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額		
⑤ 課税価格の合計額		
⑥ 法定相続人の数	人	人
⑦ 遺産に係る基礎控除額	円	円
⑧ 計算の基礎となる金額 (⑤ - ⑦)		
⑨ 相続税の総額		

○ 加算税の額の計算明細

区 分	① 加算税の基礎となる税額	② ①のうち国税通則法第94条第2項の規定による計算期間の経過した日数	③ ①に對する加算税の割合	④ ②に對する加算税の割合	⑤ 加算税の額 (① × ③ + ② × ④) の合計額
賦 課 決定額	円	円	円	円	円
変更決定後の賦課決定額	0,000	0,000	100	100	5
減 少 する額	0,000	0,000	100	100	5
賦 課 決定額	0,000		100		100
変更決定後の賦課決定額	0,000		100		100
減 少 する額					

() 枚のうち () 枚目

(資 4-75-2-A4 統一)

改正後

相続税の更正通知書（付表 3）

（通知用）

（新規）

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資 4－75－8－A 4 統一）

改正前

相続税の更正通知書（付表 3）

〔 租税特別措置法第 70 条の 6 の 4（山林についての相続税の納税猶予）の適用を
受けている人の算出税額等の計算明細表 〕

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
区 分			当 初 課税額（ ）額	更 正 額	
① 林業経営相続人の特例山林の価額の合計額			円	円	
② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額					
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は 0）					
④ 特定価額の20％に相当する金額（③×20％）（1,000円未満切捨て）					
⑤ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額					
⑥ 基礎控除額					
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥）					
⑧ 特定価額の20％に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥）					
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（更正額）					
⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20％に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪法定相続分に応ずる取得金額 （⑦×⑩）	⑫相続税の総額の基礎となる税額	⑬法定相続分に応ずる取得金額 （⑧×⑩）	⑭相続税の総額の基礎となる税額
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑮相続税の総額（⑫の合計額）	00	⑯相続税の総額（⑭の合計額）	00

2 山林納税猶予税額の計算

区 分			当 初 課税額（ ）額	更 正 額	
① 林業経営相続人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額			円	円	
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑮×1の⑬/1の（⑬＋⑮）） （「当初課税額（ ）額」欄については更正前における申告書第 8 の 3 表等の同欄の金額）					
③ 特定価額に基づき相続税額の 2 割加算が行われる場合の加算金額（②×20％）					
a （②＋③－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は 0）					
④ 特定価額の20％に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑮×1の⑬/1の（⑬＋⑮）） （「当初課税額（ ）額」欄については更正前における申告書第 8 の 3 表等の同欄の金額）					
⑤ 特定価額の20％に相当する金額に基づき相続税額の 2 割加算が行われる場合の加算金額（④×20％）					
b （④＋⑤－暦年課税分の贈与税額控除額）の金額（赤字の場合は 0）					
⑥ 林業経営相続人の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は 0）					
⑦ （①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は 0）					
⑧ 山林納税猶予税額（a－b－⑦）（100円未満切捨て）					

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資 4－75－8－A 4 統一）

第 2 相続税関係

- 46 -

改正後

改正前

提出用

平成23年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

受贈者の氏名

⑤ 修正前の非課税額（第一表の三）

（単位は円）

（震災特例法の）
住宅取得等資金の非課税分

贈与者の氏名		住宅取得等資金の合計額	㉔	
贈与者の氏名		住宅取得等資金の合計額	㉕	
贈与者別の非課税の適用 を受ける金額の計算	㉔のうち非課税の適用を受ける金額		㉙	
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額		㉚	
	非課税の適用を受ける金額の合計額（㉙＋㉚）		㉛	
贈与税の課税価格に算入される金額の計算	㉔のうち課税価格に算入される金額（㉔－㉙）		㉞	
	㉕のうち課税価格に算入される金額（㉕－㉚）		㉟	

第三表（別表の付表）
（平成23年分用）

（注） 申告書第三表（別表の付表）は、申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

※ 税務署整理欄

整理番号

名簿

譲渡前
の印刷期

年

月

日

※印欄には記入しないでください。

（資5-10-3-3-A4統一）（平24. 7）

（新規）

第3 贈与税関係

- 1 -

改正後

改正前

控
用

平成23年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

受贈者の氏名

⑤ 修正前の非課税額（第一表の三）

（単位は円）

（震災特例法の） 住宅取得等資金の非課税分	贈与者の氏名		住宅取得等資金の合計額	③⑤	
	贈与者の氏名		住宅取得等資金の合計額	③⑥	
	贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算	③⑨のうち非課税の適用を受ける金額		③⑨	
		③⑩のうち非課税の適用を受ける金額		④①	
		非課税の適用を受ける金額の合計額（③⑨＋④①）		④②	
	贈与税の課税価格に算入される金額の計算	③⑨のうち課税価格に算入される金額（③⑨－③⑨）		④③	
		③⑩のうち課税価格に算入される金額（③⑩－④①）		④④	

（注）

申告書第三表（別表の付表）は、申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

（資5-10-3-4-A4統一）（平24. 7）

（新規）

改 正 後	改 正 前
裏 面 書 き か た 等 1 修正申告書（別表の付表）は、申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告について修正申告する場合に修正前の課税額を「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、一緒に提出してください。 2 「修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。 （注）震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、別業（修正申告書（別表の付表））を作成してください。 3 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。 （1）「平成23年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。 （2）「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。 4 <u>修正申告書（別表の付表）を提出する際は、修正申告書（別表）も必ず一緒に提出してください。</u> （注）修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。	<u>（新規）</u>

改正後

平成 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書

(通知用)

〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

氏名 殿

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。
課税標準等の計算明細の⑥欄又は⑦欄の金額は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 暦年課税分」欄、又は「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑥欄又は⑦欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区 分		当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1	①			
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2	②			
①のうち非課税の適用を受ける金額	③			
②のうち非課税の適用を受ける金額	④			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (③ + ④) ※ 1,000万円が限度となります。	⑤			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ③)	⑥			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ④)	⑦			

()枚のうち()枚目

(資5-23-3-3-A4統一)

(新規)

第3 贈与税関係

- 4 -

改正後

別紙

特定受贈同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細書

ア 会社分割等があった特定受贈同族会社株式等（以下「分割等対象株式等」といいます。）に係る法人の名称、会社分割等の事由等		法人名		
「会社分割等」には、資本金の額若しくは資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当（法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割を除きます。）又は利益の配当、自己株式の取得、一定の要件を満たさない法人の合併、株式交換及び株式移転などは含まれません。		会社分割等の日	会社分割等の事由	
		贈与年月日		
イ 対応株式に係る法人の名称等		法人名		
会社分割等により租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項又は第13項の規定により準用する第11項に規定する対応株式（以下「対応株式」といいます。）を取得している場合には、その対応株式に係る法人について記入しています。				
ウ 非対応株式に係る法人の名称等		法人名		
会社分割等によりイに掲げる対応株式以外の特定受贈同族会社株式等に対応する株式又は出資（以下「非対応株式」といいます。）を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入しています。				
1 会社分割等前株式等総額の計算				
① アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの価額	② 会社分割等時に特定事業用資産相続人等が有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数	③ 会社分割等前株式等総額 (①×②)		
円	株・口	円		
2 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算				
④ 会社分割等時におけるアの法人の資本金等の額	⑤ 会社分割等時におけるアの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑥ 会社分割等時に特定事業用資産相続人等が有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数	⑦ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額 (④×⑤)	
円	株・口	株・口	円	
3 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算				
⑧ 会社分割等時におけるイの法人の資本金等の額	⑨ 会社分割等時におけるイの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑩ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したイの法人の対応株式の数又は口数	⑪ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額 (⑧×⑨)	
円	株・口	株・口	円	
4 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算				
⑫ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号イの金額	⑬ 会社分割等時におけるウの法人の資本金等の額	⑭ 会社分割等時におけるウの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑮ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したウの法人の非対応株式の数又は口数	⑯ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額 (⑫+⑬×⑭)
円	円	株・口	株・口	円
5 アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの時価		$(③ \times \frac{⑦}{⑦+⑩+⑮}) \div ⑥$		⑦
6 イの法人の対応株式の1株(1口)当たりの時価		$(③ \times \frac{⑪}{⑦+⑩+⑮}) \div ⑩$		⑩
7 特定事業用資産の特例の対象とならない金額		$(③ \times \frac{⑮}{⑦+⑩+⑮})$		⑮
(注) 1 この計算明細書の租税特別措置法施行令は、平成21年改正前の租税特別措置法施行令を示します。 2 ①欄の価額は、会社分割等が初めてあった場合には、分割等対象株式等の贈与時の1株(1口)当たりの価額を記入しています。 なお、既にこの表により計算した⑦欄又は⑩欄の金額がある場合には、その金額を記入しています。 3 ④欄、⑤欄、⑥欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入しています。 4 ⑤欄、⑥欄、⑦欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。 5 ⑦欄、⑧欄、⑨欄の金額は、各欄の金額に小数点第3位未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てています。 6 ⑩欄、⑪欄、⑫欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てています。 7 相続税の申告に当たっては、⑦欄、⑧欄の金額を第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の①欄に移記します。 8 相続税の申告に当たり、特定受贈同族会社株式等について⑩欄の金額がある場合には、⑩欄の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の⑦欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に記入します。				

(資5-54-A 4 統一)

改正前

別紙

特定受贈同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細書

ア 会社分割等があった特定受贈同族会社株式等（以下「分割等対象株式等」といいます。）に係る法人の名称、会社分割等の事由等		法人名		
「会社分割等」には、資本金の額若しくは資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当（法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割を除きます。）又は利益の配当、自己株式の取得、一定の要件を満たさない法人の合併、株式交換及び株式移転などは含まれません。		会社分割等の日	会社分割等の事由	
		贈与年月日		
イ 対応株式に係る法人の名称等		法人名		
会社分割等により租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項又は第13項の規定により準用する第11項に規定する対応株式（以下「対応株式」といいます。）を取得している場合には、その対応株式に係る法人について記入しています。				
ウ 非対応株式に係る法人の名称等		法人名		
会社分割等によりイに掲げる対応株式以外の特定受贈同族会社株式等に対応する株式又は出資（以下「非対応株式」といいます。）を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入しています。				
1 会社分割等前株式等総額の計算				
① アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの価額	② 会社分割等時に特定事業用資産相続人等が有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数	③ 会社分割等前株式等総額 (①×②)		
円	株・口	円		
2 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算				
④ 会社分割等時におけるアの法人の資本金等の額	⑤ 会社分割等時におけるアの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑥ 会社分割等時に特定事業用資産相続人等が有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は口数	⑦ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額 (④×⑤)	
円	株・口	株・口	円	
3 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算				
⑧ 会社分割等時におけるイの法人の資本金等の額	⑨ 会社分割等時におけるイの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑩ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したイの法人の対応株式の数又は口数	⑪ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額 (⑧×⑨)	
円	株・口	株・口	円	
4 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算				
⑫ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号イの金額	⑬ 会社分割等時におけるウの法人の資本金等の額	⑭ 会社分割等時におけるウの法人の発行済株式の総数又は出資の総口数	⑮ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したウの法人の非対応株式の数又は口数	⑯ 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額 (⑫+⑬×⑭)
円	円	株・口	株・口	円
5 アの法人の分割等対象株式等の1株(1口)当たりの時価		$(③ \times \frac{⑦}{⑦+⑩+⑮}) \div ⑥$		⑦
6 イの法人の対応株式の1株(1口)当たりの時価		$(③ \times \frac{⑪}{⑦+⑩+⑮}) \div ⑩$		⑩
7 特定事業用資産の特例の対象とならない金額		$(③ \times \frac{⑮}{⑦+⑩+⑮})$		⑮
(注) 1 ①欄の価額は、会社分割等が初めてあった場合には、分割等対象株式等の贈与時の1株(1口)当たりの価額を記入しています。 なお、既にこの表により計算した⑦欄又は⑩欄の金額がある場合には、その金額を記入しています。 2 ④欄、⑤欄、⑥欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入しています。 3 ⑤欄、⑥欄、⑦欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。 4 ⑦欄、⑧欄、⑨欄の金額は、各欄の金額に小数点第3位未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てています。 5 ⑩欄、⑪欄、⑫欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てています。 6 相続税の申告に当たっては、⑦欄、⑧欄の金額を第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の①欄に移記します。 7 相続税の申告に当たり、特定受贈同族会社株式等について⑩欄の金額がある場合には、⑩欄の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」の⑦欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に記入します。				

(資5-54-A 4 統一)

改正後

通信日付印の年月日

確認印

番 号

年 月 日

贈与税の納税猶予の継続届出書

猶予整理簿

検 算

※

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

税 務 署 長 殿

〒
届 出 者 住 所

氏 名 (電話番号 -) 印

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第26項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農 地 等 の 贈 与 を 受 け た 年 月 日

昭 和 年 月 日
平 成

贈 与 者 住 所

氏 名 (年 月 日 生)

1 納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額 円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 円
(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（1－2の金額）・・ 円

4 納税猶予の適用を受けた農地等については、 年 月 日に 推 定 相 続 人 に対して
他の推定相続人等
使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推 定 相 続 人 に引き続き使用させています。
他の推定相続人等

5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）

6 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）

7 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。（特定貸付けを行っている場合）
※ 添付書類
○ 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
○ この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
○ 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）
○ 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）
○ 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）
○ 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書（特定貸付けを行っている場合）
○ 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（特定貸付けを行っている場合）

関与税理士

電 話 番 号

改正前

通信日付印の年月日

確認印

番 号

年 月 日

贈与税の納税猶予の継続届出書

猶予整理簿

検 算

※

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

税 務 署 長 殿

〒
届 出 者 住 所

氏 名 (電話番号 -) 印

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第26項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農 地 等 の 贈 与 を 受 け た 年 月 日

昭 和 年 月 日
平 成

贈 与 者 住 所

氏 名 (年 月 日 生)

1 納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額 円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 円
(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（1－2の金額）・・ 円

4 納税猶予の適用を受けた農地等については、 年 月 日に 推 定 相 続 人 に対して
他の推定相続人等
使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推 定 相 続 人 に引き続き使用させています。
他の推定相続人等

5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付けを行っている場合）

6 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、別紙「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）

※ 添付書類
○ 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
○ この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
○ 特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付けを行っている場合）
○ 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）
○ 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）

関与税理士

電 話 番 号

(資12-12-1-A4統一)

(資12-12-A4統一)

第8 納税猶予関係

- 1 -

改 正 後	改 正 前														
(裏) 記 載 方 法 等 1 届出をする必要のある方 (1) 次に掲げる方は、贈与税の申告期限から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。 <table><tr><th colspan="2">届 出 す る 必 要 の あ る 方</th></tr><tr><td rowspan="2">平成6年分以前の贈与</td><td>① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人</td></tr><tr><td>② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の贈与に限る。）</td></tr><tr><td>平成7年分以降の贈与</td><td>③ 納税猶予を受けている<u>全て</u>の人</td></tr></table> (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 (2) 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあつては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、<u>特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。</u> (注) 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 (3) 特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、<u>特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。</u> (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 2 この届出書の記載方法等 (1) 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。 (2) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。 (3) 営農困難時貸付けの適用を受けている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。 (4) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等の<u>すべて</u>を一時的道路用地等の用に供している場合、<u>営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には</u>、添付する必要はありません。	届 出 す る 必 要 の あ る 方		平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の贈与に限る。）	平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けている <u>全て</u> の人	(裏) 記 載 方 法 等 1 届出をする必要のある方 (1) 次に掲げる方は、贈与税の申告期限から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。 <table><tr><th colspan="2">届 出 す る 必 要 の あ る 方</th></tr><tr><td rowspan="2">平成6年分以前の贈与</td><td>① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人</td></tr><tr><td>② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の贈与に限る。）</td></tr><tr><td>平成7年分以降の贈与</td><td>③ 納税猶予を受けている<u>すべて</u>の人</td></tr></table> (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書を作成し、この届出書に添付します。）。 (2) 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の届出する必要のある方以外の方は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る営農困難時貸付けに関する届出書を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書を作成し、この届出書に添付します。）。 2 この届出書の記載方法等 (1) 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。 (2) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、<u>別紙の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」</u>も提出してください。 (3) 営農困難時貸付けの適用を受けている方は、<u>別紙の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」及び「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」</u>も提出してください。 (4) 添付種類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨の及び届書者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等の<u>すべて</u>を一時的道路用地等の用に供している場合<u>又は</u>営農困難時貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。	届 出 す る 必 要 の あ る 方		平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の贈与に限る。）	平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けている <u>すべて</u> の人
届 出 す る 必 要 の あ る 方															
平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人														
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の贈与に限る。）														
平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けている <u>全て</u> の人														
届 出 す る 必 要 の あ る 方															
平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人														
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の贈与に限る。）														
平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けている <u>すべて</u> の人														

改正後

通信日付印の年月日

確認印

番 号

年

月

日

猶予整理簿

検 算

※

※

相 続 税 の 納 税 猶 予 の 継 続 届 出 書

税 務 署 受 付 印

平成 年 月 日

税 務 署 長 殿

届 出 者 住 所

氏 名 印

(電話番号 -)

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第31項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農 地 等 の 相 続 (遺 贈) が あ っ た 年 月 日

平 成 年 月 日

被 相 続 人

住 所

氏 名

(年 月 日 生)

1 納付すべき相続税額のうち納税の猶予の適用を受けた相続税額

円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額

円

(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3 1のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過をしたため免除された相続税額

円

4 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額(1-2-3の金額)

円

5 納税猶予の適用を受けた農地等については、年 月 日に推定相続人他の推定相続人等に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその推定相続人他の推定相続人等に引き続き使用させています。

6 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)

7 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。(営農困難時貸付けを行っている場合)

8 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。(特定貸付けを行っている場合)

※ 添付書類

○ 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(上記の5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)

○ この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書

○ 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)

○ 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書(営農困難時貸付けを行っている場合)

○ 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(営農困難時貸付けを行っている場合)

○ 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書(特定貸付けを行っている場合)

○ 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(特定貸付けを行っている場合)

関与税理士

電 話 番 号

(資12-12-2-A4統一)

改正前

通信日付印の年月日

確認印

番 号

年

月

日

猶予整理簿

検 算

※

※

相 続 税 の 納 税 猶 予 の 継 続 届 出 書

税 務 署 受 付 印

平成 年 月 日

税 務 署 長 殿

届 出 者 住 所

氏 名 印

(電話番号 -)

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第31項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農 地 等 の 相 続 (遺 贈) が あ っ た 年 月 日

平 成 年 月 日

被 相 続 人

住 所

氏 名

(年 月 日 生)

1 納付すべき相続税額のうち納税の猶予の適用を受けた相続税額

円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額

円

(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3 1のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過をしたため免除された相続税額

円

4 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額(1-2-3の金額)

円

5 納税猶予の適用を受けた農地等については、年 月 日に推定相続人他の推定相続人等に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその推定相続人他の推定相続人等に引き続き使用させています。

6 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)

7 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、別紙「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。(営農困難時貸付けを行っている場合)

8 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、別紙「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。(特定貸付けを行っている場合)

※ 添付書類

○ 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(上記の5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)

○ この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書

○ 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)

○ 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書(営農困難時貸付けを行っている場合)

○ 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(営農困難時貸付けを行っている場合)

○ 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書(特定貸付けを行っている場合)

○ 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(特定貸付けを行っている場合)

関与税理士

電 話 番 号

(資12-12-2-A4統一)

第 8 納税猶予関係

- 3 -

改正後	改正前														
(裏) 記載方法等 1 届出をする必要のある方 (1) 次に掲げる方は、相続税の申告期限から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります。 <table><tr><th colspan="2">届出する必要のある方</th></tr><tr><td rowspan="2">平成17年3月31日以前の相続</td><td>① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人</td></tr><tr><td>② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）</td></tr><tr><td>平成17年4月1日以降の相続</td><td>③ 納税猶予を受けている<u>全て</u>の人</td></tr></table> (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 (2) 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあつては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「<u>営農困難時貸付けに関する届出書</u>」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けた旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 (注) 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 (3) 特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「<u>特定貸付けに関する届出書</u>」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けた旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。）。 2 この届出書の記載方法等 (1) 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。 (2) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。 (3) 営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。 (4) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等のすべてを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。	届出する必要のある方		平成17年3月31日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）	平成17年4月1日以降の相続	③ 納税猶予を受けている <u>全て</u> の人	(裏) 記載方法等 1 届出をする必要のある方 (1) 次に掲げる方は、相続税の申告期限から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります。 <table><tr><th colspan="2">届出する必要のある方</th></tr><tr><td rowspan="2">平成17年3月31日以前の相続</td><td>① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人</td></tr><tr><td>② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）</td></tr><tr><td>平成17年4月1日以降の相続</td><td>③ 納税猶予を受けている<u>すべて</u>の人</td></tr></table> (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書又は特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書を作成し、この届出書に添付します。）。 (2) 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方（特定貸付けの適用を受けている方にあつては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。）は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る営農困難時貸付けに関する届出書を提出した日から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けた旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書を作成し、この届出書に添付します。）。 (注) 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書を作成し、この届出書に添付します。）。 (3) 特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る特定貸付けに関する届出書を提出した日から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けた旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書を作成し、この届出書に添付します。）。 (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けた旨旨税務署長に届け出る必要があります（特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書を作成し、この届出書に添付します。）。 2 この届出書の記載方法等 (1) 記載事項5については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。 (2) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、別紙の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。 (3) 営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を受けている方は、別紙の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。 (4) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届書者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等のすべてを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。	届出する必要のある方		平成17年3月31日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）	平成17年4月1日以降の相続	③ 納税猶予を受けている <u>すべて</u> の人
届出する必要のある方															
平成17年3月31日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人														
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）														
平成17年4月1日以降の相続	③ 納税猶予を受けている <u>全て</u> の人														
届出する必要のある方															
平成17年3月31日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人														
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）														
平成17年4月1日以降の相続	③ 納税猶予を受けている <u>すべて</u> の人														

別紙 3

特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書

相続人(受遺者)
の 氏 名

租税特別措置法第70条の6の2第1項の規定による特定貸付けの特例の適用を引き続き受けたいので、次に掲げる

特例農地等について引き続き特定貸付けを行っていることを届け出ます。

○ 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細

[illegible]

(資12-12-4-A4統一)

改 正 後	改 正 前
(裏) 記載方法等 この明細書は、<u>贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が特定貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における特定貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。</u> 1 この明細書は、次により記載してください。 (1) <u>贈与税の納税猶予の適用を受けている場合には、この明細書の本文中の「70条の6の2第1項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合には「70条の4の2第1項」の文字を二重線で抹消してください。</u> (2) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (3) 「特定貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (4) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自:平　・　・」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至:平　・　・」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき貸付けを行った場合で、当該貸付けについて農用地利用集積計画に基づき再設定があった場合も同様となります。 2 納税猶予の適用を受ける農地等の全部について特定貸付けを行っている場合であっても「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。 3 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。	(裏) 記載方法等 この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特定貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における特定貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。 1 この明細書は、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2) 「特定貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自:平　・　・」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至:平　・　・」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき貸付けを行った場合で、当該貸付けについて農用地利用集積計画に基づき再設定があった場合も同様となります。 2 納税猶予の適用を受ける農地等の全部について特定貸付けを行っている場合であっても別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。 3 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。

改正後

(削除)

改正前

特 定 転 用 の 継 続 届 出 書

税務署
受付印

税務署長 殿

〒
届出者住所

氏名

印

(電話番号)

平成 年 月 日

※ 印欄は記入しないでください。

租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)附則第19条第6項第 号の要件に該当する特定市街化区域農地等の転用について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相統税の納税の猶予を引き続き受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)附則第19条第10項の規定により届け出ます。

1 相 統 又 は 遺 贈 に よ り 特 例 農 地 等 を 取 得 し た 年 月 日 等

取得した年月日

昭和・平成 年 月 日

被相続人の住所・氏名

住所

氏名

2 特例農地等及び承認を受けて転用した特例市街化区域農地等の明細

転用に関する承認年月日

平成 年 月 日

(1) 相 統 又 は 遺 贈 に よ り 取 得 し た 特 例 農 地 等

(2) (1) の うち 承認による転用分

番号	所 在 場 所	地 目	面 積	相統(遺贈)時の相統税評価額	農業投資価格	農業投資価格超過額	特定転用の承認を受けた特定市街化区域農地等	転用分の実測面積
1			m ²	円	円	円	該当・非該当	m ²
2							該当・非該当	
3							該当・非該当	
4							該当・非該当	
5							該当・非該当	
6							該当・非該当	
7							該当・非該当	
8							該当・非該当	
9							該当・非該当	
10							該当・非該当	
			① m ²	② 円	③ 円	④(②-③) 円		
			④のうち、特定転用分の価額			⑤ 円		

3 納 税 猶 予 分 の 相 統 税 額 等 に 関 する 事 項

(1) 農 業 投 資 価 格 超 過 額
イ 相統又は遺贈により取得した特例農地等の農業投資価格超過額(上記の④) 円
ロ イのうち、承認を受けた特定市街化区域農地等の農業投資価格超過額(上記の⑤) 円
(2) 納 税 猶 予 分 の 相 統 税 額
イ 納付すべき税額のうち、納税の猶予を受けた相統税額 円
ロ イのうち、この届出書の提出時までに特例農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した相統税額 円
(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは権利の消滅も含まれます。
ハ イのうち、届出日現在において納税の猶予を受けている特定市街化区域農地等に係る相統税額
【イ × $\frac{(1) \text{のロ}}{(1) \text{のイ}}$ 】 円

4 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)附則第19条第6項第 号の要件に該当する事実の明細については、付表とおります。

関与税理士

印

電 話 番 号

(資12-51-1-A4 統一)

第 8 納税猶予関係

- 7 -

改 正 後	改 正 前									
(削除)	(裏) 記 載 方 法 等 この届出書は、税務署長の承認を受けて特定市街化区域農地等を賃貸用共同住宅の敷地又は都市公園として転用し、相続税の納税猶予の継続適用を受けている人が、その転用に係る承認を受けた日の翌日から起算して毎3年を経過することの日までに、納税の猶予を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。 1 この届出書の本文中の「第 号」欄及び「4」欄の「第 号」欄については、承認を受けた転用の区分に応じて、例えば、「第1号」、「第2号」のように記載してください。 (注) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項が平成9年、平成13年及び平成16年に改正されたことにより、特定転用の区分は、相続開始の年分により、次のとおりとなっています。 <table><tr><th>相 続 開 始 の 年 分</th><th>新旧の区分</th><th>特 定 転 用 の 区 分</th></tr><tr><td>昭 和 50～59年 分</td><td>旧</td><td>1号転用、2号転用、3号転用、4号転用</td></tr><tr><td>昭和60～平成3年分</td><td>新</td><td>1号転用、2号転用</td></tr></table> 2 この届出書の「2」欄の「転用に関する承認年月日」欄については、転用についての承認通知を受領している場合にはその通知書に記載されている年月日を、転用についての承認通知を受領していない場合には特定転用の承認申請書を提出した日から1か月を経過した日を記載してください。 3 この届出書の「2」欄の「相続又は遺贈により取得した特例農地等」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた農地又は採草放牧地について、1筆ごとに、次によって記載します。 イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。 ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載します。 ハ 「面積」欄は、相続税の申告書上の面積を記載します。 ニ 「特定転用の承認を受けた特定市街化区域農地等」欄は、承認を得て転用した部分に該当する農地等については「該当」を、それ以外の農地等については「非該当」を○で囲んでください。 ホ 「転用分の実測面積」欄は、「特定転用の承認を受けた特定市街化区域農地等」欄の「該当」を○で囲んだものについて、実測がなされている場合にその面積を記載します。 4 この届出書には付表もありますのでご注意ください。	相 続 開 始 の 年 分	新旧の区分	特 定 転 用 の 区 分	昭 和 50～59年 分	旧	1号転用、2号転用、3号転用、4号転用	昭和60～平成3年分	新	1号転用、2号転用
相 続 開 始 の 年 分	新旧の区分	特 定 転 用 の 区 分								
昭 和 50～59年 分	旧	1号転用、2号転用、3号転用、4号転用								
昭和60～平成3年分	新	1号転用、2号転用								

改正後

(削除)

改正前

特定転用の継続届出書 付 表

		届出者氏名			
租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項第__号の要件に該当する事実の明細					
(1) 承認を受けて転用した特定市街化区域農地等に関する事項（旧1号、旧4号転用の場合）					
契 約 締 結 年 月 日		平成 年 月 日			
貸 付 け 先		特 定 法 人	所 在 地	名 称	
		地方公共団体			
貸 付 け 期 間					
貸 付 け 条 件		賃料年額 円、その他の条件 この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容			
貸 付 け 土 地 等 の 用 途		共 同 住 宅 の 敷 地 ・ 都 市 公 園			
共同住宅又は都市公園の名称					
(2) 共同住宅の貸付けに関する事項（新1号、旧2号転用の場合）					
貸 付 け 先 特 定 法 人		所 在 地		名 称	
貸 付 け 期 間					
貸 付 け 条 件		賃料年額 円 その他の条件 この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容			
(3) 新築又は取得した共同住宅等に関する事項（新1号、新2号、旧2号、旧3号転用の場合）					
区分	棟別 I.			II.	
新 築 又 は 取 得 の 別	新 築 ・ 取 得			新 築 ・ 取 得	
構 造	造り			造り	
地 上 階 数	階			階	
独 立 部 分 の 数	戸			戸	
共 同 住 宅 の 床 面 積	㎡			㎡	
独 立 部 分 の 床 面 積	最高	㎡ ・ 最低	㎡	最高	㎡ ・ 最低 ㎡
台 所 、 浴 室 、 便 所 、 洗 面 設 備 の 有 無	有 ・ 無			有 ・ 無	
独立部分3.3 ㎡当たりの取得価額（増改築を行った場合）	円			円	
共 同 住 宅 の 用 途					
各 棟 ご と の 敷 地 の 明 細					
各 棟 の 敷 地 面 積	㎡			㎡	
(4) 承認を受けて転用した特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合のその明細					
所 在 場 所	地 目	面 積	所 在 場 所	地 目	面 積
		㎡			㎡

(資12-51-2-A4統-)